

役員選挙規定の一部改正新旧対照表

新 規 定	旧 規 定
<p>役員選挙規定</p> <p>(略)</p> <p>(役員候補決定の手続き)</p> <p>第4条 役員候補者を選出するには次の方法による。</p> <p>(イ)投票は郵送によって行なう。</p> <p>(ロ)投票用紙に①理事8名の指定投票欄、②監査2名の指定投票欄を設ける。</p> <p>(ハ)開票にあたっては(ロ)によって投票された理事を得票順に決定する。</p> <p>(ニ)理事として当選した者が監査としても当選した場合には、本人の申し出がない限り、理事としての当選を優先させる。</p> <p>(ホ)残り2名の理事については理事会で委嘱する。</p> <p><u>(ヘ)理事を3期続けた会員が引き続き理事候補者に選出された場合は辞退できる。あらかじめ選出辞退を申し出ている会員名を名簿で明示する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(付則)</p> <p><u>1 本選挙規定は、2013年11月30日より一部改正、施行する。</u></p>	<p>役員選挙規定</p> <p>(略)</p> <p>(役員候補決定の手続き)</p> <p>第4条 役員候補者を選出するには次の方法による。</p> <p>(イ)投票は郵送によって行なう。</p> <p>(ロ)投票用紙に①理事10名の指定投票欄、②監査2名の指定投票欄を設ける。</p> <p>(ハ)開票にあたっては(ロ)によって投票された理事を得票順に決定する。</p> <p>(ニ)理事として当選した者が監査としても当選した場合には、本人の申し出がない限り、理事としての当選を優先させる。</p> <p>(略)</p>